

高齢者虐待防止のための指針

医療法人社団桐光会

調布訪問看護ステーション

目次

1. 基本的な考え方	1
2. 虐待の定義	2
3. 虐待防止検討委員会の設置、その他事業所内の組織に関する事項	2
4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針	3
5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	3
6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制	4
7. 成年後見制度の利用支援	4
8. 虐待等に係る苦情解決方法	4
9. 利用者等に対する指針の閲覧	4
10. その他虐待等防止の推進のために必要な事項	4

1. 基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

調布訪問看護ステーション（以下「当事業所」という。）は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置を定める。全ての職員が利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努める。事業所における高齢者虐待を防止するために、職員へ研修を実施する。

2. 虐待の定義

(1)身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2)介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかは問わず、利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3)心理的虐待

利用者に対する脅しや屈辱等の著しい暴言、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5)経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会の設置、その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1)設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2)委員会の構成委員

委員長は管理者が努める。委員会の委員は、管理者が選定した担当者の看護職員、理学療法士とする。

(3)委員会の開催

委員会は、定期的に年に1回以上開催し、必要に応じて随時委員会を開催する。

(4)委員会の審議事項

- ・虐待に対する基本的な考え方、行動規範及び職員への周知に関すること。
- ・委員会その他事業内の組織に関すること。
- ・職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
- ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ・虐待防止、早期発見に向けた取り組みに関すること。
- ・虐待が発生した場合の対応に関すること。市区町村にへの通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ・虐待の発生原因等の分析と再発防止策に関すること。再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(5)虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、管理者とする。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当事業所の指針に基づいて虐待防止を徹底する内容とする。

- (1)研修プログラムの作成
- (2)定期的な研修の実施（年1回以上）
- (3)新任職員への研修の実施
- (4)研修の実施内容については、研修資料及び日程、参加者の記録と保管

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1)虐待が発生した場合は、速やかに市区町村と包括支援センターに報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2)緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (3)市町村や包括支援センターによる事実確認に全面的に協力をする。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1)利用者、利用者家族、職員等からの虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は 3(5)で定められた担当者とする。なお虐待者が担当者の場合は、同法人内上席等に相談する。
- (2)利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3)事業者内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (4)事業所内で虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の窓口、社会福祉協議会、身元引受人等の連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1)虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2)苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3)対応の結果は相談者にも報告する。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

求めに応じていつでも事業所内で本指針を閲覧できるようにする。また、事業所ホームページにも公開し、利用者及びその家族、外部の者が閲覧できるようにする。

10. その他虐待等防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。